和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額

D_{11} ＝ 0.026
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.027
D_{14} ＝ 0.024
D_{15} ＝ 0.021
D_{16} ＝ 0.018
D_{17} ＝ 0.025
D_{18} ＝ 0.023
D_{19} ＝ 0.023
D_{20} ＝ 0.02333
D_{21} ＝ 0.02247
D_{22} ＝ 0.02204
D_{23} ＝ 0.02166
D_{24} ＝ 0.02171
D_{25} ＝ 0.02193
D_{26} ＝ 0.02206
D_{27} ＝ 0.020
D_{28} ＝ 0.0202
D_{29} ＝ 0.0204
D_{30} ＝ 0.02008
$D_{令元}$ ＝ 0.01976
$D_{令2}$ ＝ 0.01078
$D_{令3}$ ＝ 0.00914
$D_{令4}$ ＝ 0.00442
$D_{令5}$ ＝ 0.00557

和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額

D_{11} ＝ 0.026
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.027
D_{14} ＝ 0.024
D_{15} ＝ 0.021
D_{16} ＝ 0.024
D_{17} ＝ 0.025
D_{18} ＝ 0.023
D_{19} ＝ 0.023
D_{20} ＝ 0.02334
D_{21} ＝ 0.02248
D_{22} ＝ 0.02205
D_{23} ＝ 0.02168
D_{24} ＝ 0.02176
D_{25} ＝ 0.02199
D_{26} ＝ 0.022
D_{27} ＝ 0.020
D_{28} ＝ 0.0202
D_{29} ＝ 0.0205
D_{30} ＝ 0.02011
$D_{令元}$ ＝ 0.00952
$D_{令2}$ ＝ 0.01079
$D_{令3}$ ＝ 0.00268
$D_{令4}$ ＝ 0.00442
$D_{令5}$ ＝ 0.00557